

県境不法投棄現場の環境再生への取り組み

現場跡地の取扱い方策等を定めた「環境再生計画」に掲げられた施策である「自然再生」、「地域振興」及び「情報発信」における県としての取り組みを進めるための検討を田子町等の関係機関とともに進めています。

1 自然再生

現場特性を踏まえた自然の自律的な再生力に委ねた植栽手法の検討を行うため、田子町が管理する苗木を用い、平成22年秋、平成23年春と秋に現場内の土壌を活用した試験植樹を行い、現在モニタリング調査を行っています。

今後、地元田子町、森林関係事業者等とともに廃棄物等撤去後の森林域整備計画の検討を行っていくとともに、使用する苗木については、現在田子町が管理している地元産ポット苗木（3万5千本）を平成24年度に譲り受け、県が管理していくこととしています。

（別図）

2 地域振興

県以外の実施主体による現場跡地の活用促進に向け、現在、東急建設㈱が提案するバイオマス施設で製造される電力、水素ガスの販売と、熱エネルギーを活用して施設園芸を行う「資源循環型によるエコアグリカルチャー」について、同社、田子町及び関係事業者とともに協議を行っています。

協議はこれまで平成23年4月、6月及び本年2月に実施し、

- ・事業地となる県境不法投棄現場の調査
- ・バイオマス施設の原料となる間伐材のほか、新たに原料化が期待される田子町内に豊富に存在する鶏ふん、廃菌床を排出する事業場（鶏ふん堆肥化施設、廃菌床堆肥化施設、木材チップ工場）の調査と使用の可否
- ・事業実施の前提となる国等における補助政策
- ・田子町周辺における間伐材等の賦存量と取引の現状
- ・現場の立地条件等を勘案した施設園芸
- ・水素の利用、販路
- ・施設の配置計画案

などについて整理を行っているところであり、引き続き先行事例調査等を行いながら、町及び関係事業者との協議、調整を行ってまいります。

3 情報発信

原状回復事業で得られた経験、資料や環境再生の取組等について、貴重な財産として次世代に引き継ぎ、また国内外で活用するため、積極的に情報発信することとしており、現在、稼働期間内の水処理施設を活用し、県民に事案をわかりやすく説明するためのパネルや原状回復事業で蓄積された技術的資料などの展示・公開に取り組んでいます。

今後も展示素材の充実に努めるとともに、ウェブアーカイブの公開（資料6-2）、事案継承案内板の設置等に向けた検討を行ってまいります。

県境不法投棄現場跡地活用イメージ図

別図

区域	表示	面積(m ²)
植栽区域		36,006
①地域振興区域・法面		17,688
②S地区道路・法面		11,346
③連絡通路		454
④浸出水貯留槽周辺部		2,144
⑤F地区道路・法面		9,903
⑥町道部		1,304
⑦洗車設備道路・法面		2,007
⑧県境部道路・法面		2,629
⑨中央沢部		1,715
⑩遮水壁		740
⑪急勾配エリア		10,895
合計		96,831
(再掲) 工作物(②~⑩)		32,242
(再掲) 植栽除外区域(①~⑪)		60,825

